

\* \* \* \* \*

# 博 多 港

## 臨港地区内の分区における 構築物の規制について

\* \* \* \* \*

福岡市港湾空港局港湾振興部港湾管理課

# 目 次

- 1 臨港地区及び分区の指定について… 1 頁
- 2 臨港地区内の分区における構築物の規制について… 2 頁
- 3 臨港地区内の行為の届出について… 7 頁
- 4 博多港臨港地区建設可能構築物一覧… 8～10 頁
- 港湾法港湾施設一覧表… 11 頁
- 市長指定区域図… 12～13 頁
- 関係法令… 14～25 頁

## 1. 臨港地区及び分区の指定について

臨港地区とは、港湾の管理運営を円滑に行うため、港湾区域と一体として機能すべき陸域であり、都市計画法第8条第1項第9号の規定により臨港地区として定められた地区又は港湾管理者が港湾法第38条に基づき定めた地区です。

この臨港地区の区域内においては、港湾の多様な機能をそれぞれ十分に発揮させるため、臨港地区を機能別に区分して、目的の異なる建物、施設等が無秩序に混在することを防止する必要があります。

このため、臨港地区では、港湾法第39条の規定により港湾管理者が分区を指定することができることになっています。

博多港では、「博多港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例」（以下「分区条例」という。）において、次の5港区を指定しています。

- (1) 商港区                      旅客又は一般の貨物を取り扱わせることを目的とする区域
- (2) 特殊物資港区            石炭、鉱石その他の大量ばら積を通例とする物資を取り扱わせることを目的とする区域
- (3) 工業港区                   工場その他工業用施設を設置させることを目的とする区域
- (4) 保安港区                   爆発物その他の危険物を取り扱わせることを目的とする区域
- (5) マリーナ港区            スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボートその他の船舶の利便に供することを目的とする区域

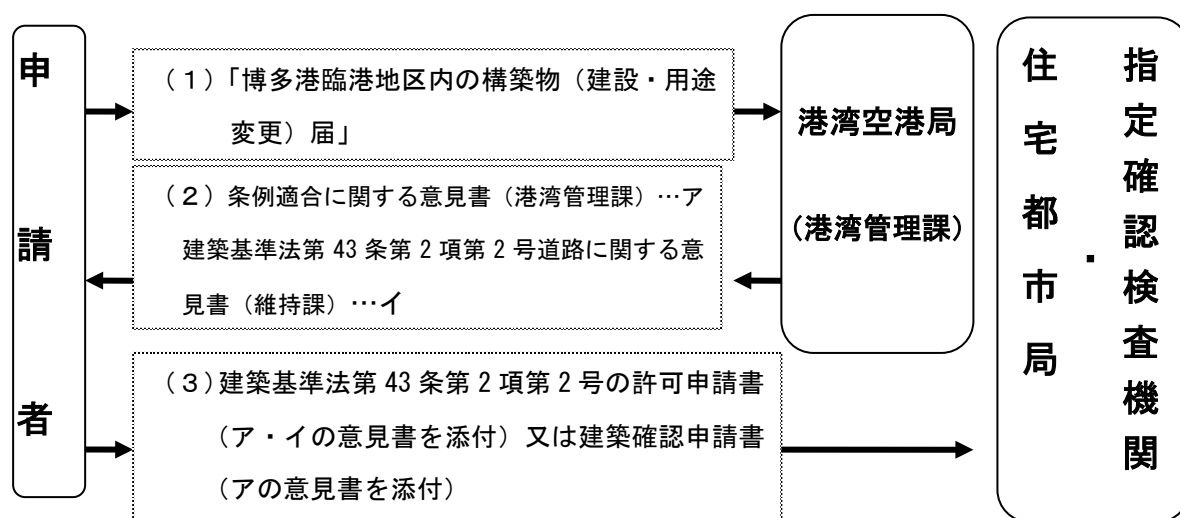
## 2. 臨港地区内の分区における構築物の規制について

臨港地区内においては、港湾法第 40 条の規定により、各分区の目的を著しく阻害する建築物その他の構築物で分区条例に定めるものは建設できません。

そのため、臨港地区内で建築物等の確認申請を行う場合には、港湾空港局の意見書が必要であり、建築物等の用途が分区条例に適合するか否か、事前に港湾空港局と協議してください。この意見書が添付されていない確認申請書は、住宅都市局又は指定確認検査機関において、受理されません。

なお、意見書の発行については、建築物等の用途が分区条例に適合するか否かを適切に判断する必要があり、港湾空港局との事前協議においては「博多港臨港地区内の構築物（建設・用途変更）届」を提出してください。

### \* \* 建築確認申請（臨港地区内）の手続きについて \* \*



(1) 港湾空港局（港湾管理課）へ「博多港臨港地区内の構築物（建設・用途変更）届」を提出してください。

(2) 審査後、分区条例に対する適否の意見書（港湾空港局長から住宅都市局長又は指定確認検査機関の長宛）と、建築基準法第 43 条第 2 項第 2 号道路に対する意見書（港湾空港局長から住宅都市局長宛）を発行します。

(3) 意見書受理後、建築基準法第 43 条第 2 項第 2 号道路の許可申請書又は建築確認申請書に添付して住宅都市局又は指定確認検査機関へ提出してください。

箱崎ふ頭においては、農林水産大臣認定の食品工業団地が形成された区域がありますので、事前にご相談ください。

## 博多港臨港地区内の構築物（建設・用途変更）届

令和 年 月 日

福岡市港湾空港局長様

届出者 住所

氏名

印

臨港地区内の構築物（建設・用途変更）について、次のとおり届け出ます。

1.敷地の地名地番または住居表示	
2.該当分区	<input type="checkbox"/> 商港区 <input type="checkbox"/> 工業港区 <input type="checkbox"/> 保安港区 <input type="checkbox"/> 特殊物資港区 <input type="checkbox"/> マリーナ港区
3.敷地面積	
4.主要用途	【全体】                      【届出部分】                      【届出以外の部分】
5.工事種別	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 用途変更 <input type="checkbox"/> 大規模の修繕 <input type="checkbox"/> 大規模の模様替
※用途変更の場合、記入	【変更前の用途】  【変更後の用途】  【用途変更理由】
6.建築面積	【届出部分】                      【届出以外の部分】                      【合計】
7.延べ面積	【届出部分】                      【届出以外の部分】                      【合計】
8.建物の数	【届出に係る建築物の数】                      【同一敷地内の他の建築物の数】
9.構造	【届出部分】                      【届出以外の部分】
10.工事予定期間	(着手) 平成 年 月 日～(完了) 平成 年 月 日
11.添付書類※建築確認申請において(イ)が必要な場合は(イ)を、(イ)が不要な場合は(ロ)を、建築確認申請が不要な場合は(ハ)を添付して下さい。	(イ) 建築基準法第43条第2項第2号の規定による許可申請書(2部)  (ロ) 建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認申請書(1部)  (ハ) 位置図, 配置図, 平面図, 立面図, 断面図(各1部)
12.事業計画 ※港湾法第38条の2に基づく行為の届出書を提出済みの場合は不要です。	(1)事業の内容と構築物の具体的用途 別紙1のとおり (2)搬入・搬出する貨物(原料や製品など)の種類と量及び輸送に関する計画 別紙1のとおり

## 別紙 1

### (1) 事業の内容と構築物の具体的用途

※構築物をどのような事業のために、どのような用途に使用するのか、博多港又は臨港地区内の事業所との関係について具体的に記して下さい。

### (2) 搬入・搬出する貨物（原料や製品など）の種類と量及び輸送に関する計画

イ. 搬入する貨物

(単位：t/年)

貨物の種類	博多港を利用する貨物		博多港を利用しない貨物		貨物の量の合計
	量の概計	輸送ルートと輸送方法	量の概計	輸送ルートと輸送方法	
合計					

ロ. 搬出する貨物

(単位：t/年)

貨物の種類	博多港を利用する貨物		博多港を利用しない貨物		貨物の量の合計
	量の概計	輸送ルートと輸送方法	量の概計	輸送ルートと輸送方法	
合計					

# 博多港臨港地区内の構築物（建設・用途変更）届

令和 年 月 日

福岡市港湾空港局長様

届出者 住所

氏名

印

臨港地区内の構築物（建設・用途変更）について、次のとおり届け出ます。

1.敷地の地名地番または住居表示	福岡市〇〇区〇〇〇丁目〇番〇号
2.該当分区	<input checked="" type="checkbox"/> 商港区 <input type="checkbox"/> 工業港区 <input type="checkbox"/> 保安港区 <input type="checkbox"/> 特殊物資港区 <input type="checkbox"/> マリーナ港区
3.敷地面積	〇〇〇㎡
4.主要用途	【全体】倉庫                      【届出部分】事務所                      【届出以外の部分】倉庫，事務所
5.工事種別	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input checked="" type="checkbox"/> 用途変更 <input type="checkbox"/> 大規模の修繕 <input type="checkbox"/> 大規模の模様替
※用途変更の場合，記入	【変更前の用途】事務所  【変更後の用途】倉庫  【用途変更理由】倉庫が手狭になったため，2棟ある事務所の1棟を倉庫に用途変更するもの
6.建築面積	【届出部分】200㎡                      【届出以外の部分】800㎡                      【合計】1000㎡
7.延べ面積	【届出部分】220㎡                      【届出以外の部分】880㎡                      【合計】1100㎡
8.建物の数	【届出に係る建築物の数】 1                      【同一敷地内の他の建築物の数】2
9.構造	【届出部分】鉄骨造                      【届出以外の部分】鉄骨造
10.工事予定期間	（着手）平成〇〇年〇〇月〇〇日～（完了）平成〇〇年〇〇月〇〇日
11.添付書類※建築確認申請において（イ）が必要な場合は（イ）を，（イ）が不要な場合は（ロ）を，建築確認申請が不要な場合は（ハ）を添付して下さい。	（イ）建築基準法第43条第2項第2号の規定による許可申請書（2部）  <input checked="" type="checkbox"/> （ロ）建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認申請書（1部）  （ハ）位置図・配置図・平面図・立面図・断面図（各1部）
12.事業計画 ※港湾法第38条の2に基づく行為の届出書を提出済みの場合は不要です。	(1)事業の内容と構築物の具体的用途 別紙1のとおり  (2)搬入・搬出する貨物（原料や製品など）の種類と量及び輸送に関する計画 別紙1のとおり

## 別紙 1

### (1) 事業の内容と構築物の具体的用途

※構築物をどのような事業のために、どのような用途に使用するのか、博多港又は臨港地区内の事業所との関係について具体的に記して下さい。

<記入例 1> 当社は〇〇の卸業をしており、メーカーから博多港経由で仕入れた〇〇を小売店に卸すために〇〇を保管する倉庫 1 棟と事務所 2 棟を構えていたが、倉庫が手狭になったため、事務所 1 棟を倉庫に用途変更するもの。

<記入例 2> 当社は国の許可を得た一般貨物自動車運送事業と国に登録した倉庫業を営んでおり、博多港経由で搬入・搬出される貨物をはじめ、依頼された貨物の運送や保管を行うための事業所として事務所と倉庫を新築するもの。

<記入例 3> 当社は〇〇の製造をしており、その製造工場と〇〇を保管する倉庫及び事務所を新築するもの。  
なお、原料の一部は博多港経由で仕入れ、製品の一部は博多港経由で〇〇に搬出する予定である。

<記入例 4> 臨港地区の事業所の従業員や事業所に入出入りする運送車の運転手などを対象とした商品を置くコンビニを新設するもの。

### (2) 搬入・搬出する貨物（原料や製品など）の種類と量及び輸送に関する計画

#### イ. 搬入する貨物

(単位：t/年)

貨物の種類	博多港を利用する貨物		博多港を利用しない貨物		貨物の量の合計
	量の概計	輸送ルートと輸送方法	量の概計	輸送ルートと輸送方法	
冷凍食品	120	〇〇港→定期コンテナ船→博多港アイランドシティ・コンテナターミナル→コンテナトレーラ→新設倉庫	120	〇〇工場→トラック→新設倉庫	240
飲料水	240	〇〇港→定期フェリー→博多港箱崎ふ頭→トラック→新設倉庫	480	〇〇工場→トラック→新設倉庫	720
合計	360		600		960

#### ロ. 搬出する貨物

(単位：t/年)

貨物の種類	博多港を利用する貨物		博多港を利用しない貨物		貨物の量の合計
	量の概計	輸送ルートと輸送方法	量の概計	輸送ルートと輸送方法	
冷凍食品	20	新設倉庫→トラック→博多港香椎パークポート→定期フェリー→〇〇港	220	新設倉庫→トラック→九州各地のスーパーの倉庫	240
飲料水	40	新設倉庫→トラック→博多港香椎パークポート→定期フェリー→〇〇港	480	新設倉庫→トラック→九州各地のスーパーの倉庫	720
合計	60		600		960



1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成9年規則第7号により平成9年2月24日から施行)

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に建設中の構築物は、この条例による改正後の博多港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例の規定の適用については、現に存する構築物とみなす。

附 則 (平成12年3月27日条例第54号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第2条、第3条、第5条、第11条及び第12条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年7月1日条例第48号)

この条例は、公布の日から施行する。

### 3. 臨港地区内の行為の届出について

臨港地区は、港湾区域に接続する港湾を管理運営するため必要な地区であって、そこでは多くの事業場又は工場等がそれぞれの目的に従って諸々の活動を行っていますが、これらの活動を自由に放置しておくると港湾の開発、利用及び保全に著しい影響が生ずるおそれがあります。

このような見地から、臨港地区内での新增設等の一定の行為について、港湾法第38条の2の規定に基づく届出を行わせ、港湾管理者に一定の行為をチェックする機能を付与し、それが港湾の開発、利用及び保全に著しい影響が生ずるおそれがある場合には是正措置を行わせることとしています。

#### ※届出の対象となる行為

港湾の開発、利用及び保全に著しい影響が生ずるおそれがある施設（水域施設、工場・事業場 等）の建設又は改良であり、この行為に係る工事の開始の日の 60 日前までに、港湾法施行規則で定めるところにより港湾管理者に届け出るようになっていきます。

- ① 水域施設、運河、用水きよ、排水きよの建設・改良（港湾法第38条の2第1項第1号）
- ② 次の③の工場等の敷地内の廃棄物処理施設（専らこの工場等において発生する廃棄物を処理するためのものに限る。）以外の廃棄物処理施設の建設・改良（港湾法第38条の2第1項第2号、港湾法施行令第15条の2）
- ③ 工場又は事業場で、一の団地内における作業場の床面積の合計が 2,500 m<sup>2</sup>以上又は工場又は事業場の敷地面積が 5,000 m<sup>2</sup>以上であるものの新設・増設（港湾法第38条の2第1項第3号、港湾法施行令第15条の3）
- ④ 爆発物その他の危険物取扱施設、揚水施設の建設・改良（港湾法第38条の2第1項第4号、港湾法施行令第15条の4）

## 4. 博多港 臨港地区 建設可能構築物一覧

### 商 港 区 【条例別表第1】

- (1) 港湾法第2条第5項第2号から第9号まで，第9号の3から第10号の2まで及び第12号に掲げる港湾施設（危険物倉庫（付帯施設としてのものを除く。），危険物置場，貯油施設，船舶修理施設及び船舶保管施設を除く。）

※ 11ページ. 港湾法港湾施設一覧表参照。

- (2) 海上運送事業，港湾運送事業，倉庫業，道路運送事業，貨物利用運送事業，貿易関連業その他市長が指定する事業<sup>※</sup>の用に供する事業所及びその付帯施設

※ 市長が指定する事業

- ア 水先案内業      イ サルベージ業      ウ 海事代理士業      エ 通関業  
オ 港湾清掃業      カ その他港湾に関する事業

- (3) 荷さばき施設又は保管施設に付属する卸売展示施設及び流通加工施設並びにこれらの付帯施設

- (4) トラックターミナル及び卸売市場並びにこれらの付帯施設

- (5) 税関，地方運輸局，地方整備局，海上保安部，入国管理事務所，検疫所，植物防疫所，臨港地区を管轄する警察署及び消防署その他市長が指定する官公署<sup>※</sup>の事務所並びにその付帯施設

※ 市長が指定する官公署

- ア 地方農政事務所      イ 動物検疫所

- (6) 港湾関係者のための銀行出張所及び保険事務所

- (7) 港湾関係者のための給油所

- (8) 港湾関係者のための展示施設及び会議施設

- (9) 港湾関係者のための商店，飲食店その他市長が指定する便益施設。ただし，風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号又は同条第6項各号に掲げる営業の用に供するもの（以下「風俗営業等施設」という。）を除く。

※ 市長が指定する便益施設

- ア 郵便局

- (10) 市長が指定する区域内においては，展示施設及び会議施設並びにホテル，商店，飲食店その他市長が指定する便益施設（風俗営業等施設を除く。）であって商港区の目的を著しく阻害しないもの

※ 市長が指定する区域

- ア 展示施設，会議施設及びホテルに係る区域 【12ページ赤色部分】  
福岡市博多区沖浜町の一部及び石城町の一部  
イ 商店及び飲食店に係る区域 【13ページ青色部分】  
福岡市博多区沖浜町の一部，石城町の一部及び築港本町の一部

### 特殊物資港区 【条例別表第2】

- (1) 港湾法第2条第5項第2号から第9号まで、第9号の3から第10号の2まで及び第12号に掲げる港湾施設（上屋及び食糧サイロを除く。）

※11ページ. 港湾法港湾施設一覧表参照。

- (2) 海上運送事業，港湾運送事業，倉庫業，道路運送事業，貨物利用運送事業その他市長が指定する事業の用に供する事業所及びその付帯施設

### 工業港区 【条例別表第3】

- (1) 港湾法第2条第5項第2号から第6号まで、第8号から第10号の2まで及び第12号に掲げる港湾施設

※11ページ. 港湾法港湾施設一覧表参照。

- (2) 原料又は製品の全部又は一部の輸送を海上運送又は港湾運送に依存する製造業又はその関連事業の用に供する工場及び研究施設並びにこれらの付帯施設

- (3) 原料の全部又は一部の輸送を海上運送又は港湾運送に依存するガス事業又は熱供給事業の用に供する事業所及び研究施設並びにこれらの付帯施設

- (4) 税関，地方運輸局，地方整備局，海上保安部，臨港地区を管轄する警察署及び消防署その他市長が指定する官公署の事務所並びにその付帯施設

### 保安港区 【条例別表第4】

- (1) 港湾法第2条第5項第2号から第6号まで、第8号の2，第9号，第9号の3及び第10号の2に掲げる港湾施設（船舶修理施設及び船舶保管施設を除く。） ※ 11ページ. 港湾法港湾施設一覧表参照。

- (2) 危険物倉庫，危険物置場及び貯油施設

- (3) 消火施設その他の危険防止施設

- (4) 給油業者その他危険物を取り扱う業者の事務所及びその付帯施設

- (5) 海上保安部，臨港地区を管轄する警察署及び消防署その他市長が指定する官公署の事務所並びにその付帯施設

## マリーナ港区【条例別表第5】

- (1) 港湾法第2条第5項第2号から第5号まで、第7号から第9号まで及び第9号の3から第10号の2までに掲げる港湾施設

※ 11ページ. 港湾法港湾施設一覧表参照。

- (2) スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボート、釣り船、遊覧船その他の船舶（以下「レクリエーション用船舶」という。）のための用具倉庫及び船舶上架施設
- (3) レクリエーション用船舶の利用者のための集会所及びクラブ事務所
- (4) レクリエーション用船舶の利用者のためにマリーナの付帯施設としてこれと一体的に整備されるスポーツ施設その他市長が指定する福利厚生施設
- (5) 海上保安部、臨港地区を管轄する警察署及び消防署その他市長が指定する官公署の事務所並びにその付帯施設
- (6) レクリエーション用船舶の利用者のためのホテル、商店、飲食店その他市長が指定する便益施設。ただし、風俗営業等施設を除く。



















## ○博多港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例（昭和37年8月9日条例第37号）

（目的）

第1条 この条例は、港湾法（昭和25年法律第218号。以下「法」という。）第40条の規定に基づき、博多港の臨港地区内の分区における建築物その他の構築物（以下「構築物」という。）の規制について必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例で「商港区」，「特殊物資港区」，「工業港区」，「保安港区」及び「マリーナ港区」とは、それぞれ法第39条の規定により指定した「商港区」，「特殊物資港区」，「工業港区」，「保安港区」及び「マリーナ港区」をいう。

（平成8条例50・一部改正）

（禁止構築物）

第3条 法第40条第1項に規定する条例で定める構築物は、次の各号に掲げるものの以外のもとする。ただし、市長が公益上やむを得ないと認めたものについては、この限りでない。

- (1) 商港区の区域内においては、別表第1に掲げる構築物
- (2) 特殊物資港区の区域内においては、別表第2に掲げる構築物
- (3) 工業港区の区域内においては、別表第3に掲げる構築物
- (4) 保安港区の区域内においては、別表第4に掲げる構築物
- (5) マリーナ港区の区域内においては、別表第5に掲げる構築物

（平成8条例50・一部改正）

（分区の追加指定に伴う措置）

第4条 この条例の施行後法第39条第1項の規定に基づき新たに分区を指定した場合において、その分区指定の際現に建設中の構築物は、この条例の適用につ

いては、現に存する構築物とみなす。

(罰則)

第5条 法第40条第1項の規定に違反した者は、5万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和37年9月1日から施行する。

(経過規定)

2 この条例施行の際現に建設中の構築物は、この条例の適用については、現に存する構築物とみなす。

附 則 (昭和50年2月24日条例第18号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に建設中の構築物は、この条例の規定の適用については、現に存する構築物とみなす。

附 則 (昭和60年3月4日条例第1号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に建設中の構築物は、この条例による改正後の博多港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例の規定の適用については、現に存する構築物とみなす。

附 則 (平成8年12月19日条例第50号)

(施行期日)

## 別表第1

(平成8条例50・全改, 平成12条例54・一部改正, 平成25条例48・一部改正)

- (1) 法第2条第5項第2号から第9号まで, 第9号の3から第10号の2まで及び第12号に掲げる港湾施設(危険物倉庫(付帯施設としてものを除く。), 危険物置場, 貯油施設, 船舶修理施設及び船舶保管施設を除く。)
- (2) 海上運送事業, 港湾運送事業, 倉庫業, 道路運送事業, 貨物利用運送事業, 貿易関連業その他市長が指定する事業の用に供する事業所及びその付帯施設
- (3) 荷さばき施設又は保管施設に附属する卸売展示施設及び流通加工施設並びにこれらの付帯施設
- (4) トラックターミナル及び卸売市場並びにこれらの付帯施設
- (5) 税関, 地方運輸局, 地方整備局, 海上保安部, 入国管理事務所, 検疫所, 植物防疫所, 臨港地区を管轄する警察署及び消防署その他市長が指定する官公署の事務所並びにその付帯施設
- (6) 港湾関係者のための銀行出張所及び保険事務所
- (7) 港湾関係者のための給油所
- (8) 港湾関係者のための展示施設及び会議施設
- (9) 港湾関係者のための商店, 飲食店その他市長が指定する便益施設。ただし, 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項各号又は同条第6項各号に掲げる営業の用に供するもの(以下「風俗営業等施設」という。)を除く。
- (10) 市長が指定する区域内においては, 展示施設及び会議施設並びにホテル, 商店, 飲食店その他市長が指定する便益施設(風俗営業等施設を除く。)であって商港区の目的を著しく阻害しないもの



## 別表第 2

(平成 8 条例50・全改, 平成25条例48・一部改正)

- (1) 法第 2 条第 5 項第 2 号から第 9 号まで, 第 9 号の 3 から第10号の 2 まで及び第12号に掲げる港湾施設 (上屋及び食糧サイロを除く。)
- (2) 海上運送事業, 港湾運送事業, 倉庫業, 道路運送事業, 貨物利用運送事業  
その他市長が指定する事業の用に供する事業所及びその付帯施設

## 別表第 3

(平成 8 条例50・全改, 平成25条例48・一部改正)

- (1) 法第 2 条第 5 項第 2 号から第 6 号まで, 第 8 号から第10号の 2 まで及び第12号に掲げる港湾施設
- (2) 原料又は製品の全部又は一部の輸送を海上運送又は港湾運送に依存する製造業又はその関連事業の用に供する工場及び研究施設並びにこれらの付帯施設
- (3) 原料の全部又は一部の輸送を海上運送又は港湾運送に依存するガス事業又は熱供給事業の用に供する事業所及び研究施設並びにこれらの付帯施設
- (4) 税関, 地方運輸局, 地方整備局, 海上保安部, 臨港地区を管轄する警察署及び消防署その他市長が指定する官公署の事務所並びにその付帯施設

## 別表第 4

(平成 8 条例50・追加)

- (1) 法第 2 条第 5 項第 2 号から第 6 号まで, 第 8 号の 2, 第 9 号, 第 9 号の 3 及び第10号の 2 に掲げる港湾施設 (船舶修理施設及び船舶保管施設を除く。)
- (2) 危険物倉庫, 危険物置場及び貯油施設
- (3) 消火施設その他の危険防止施設
- (4) 給油業者その他危険物を取り扱う業者の事務所及びその付帯施設
- (5) 海上保安部, 臨港地区を管轄する警察署及び消防署その他市長が指定する官公署の事務所並びにその付帯施設

## 別表第 5

(平成 8 条例50・追加, 平成12条例54・一部改正, 平成25条例48・一部改正)

- (1) 法第 2 条第 5 項第 2 号から第 5 号まで, 第 7 号から第 9 号まで及び第 9 号の 3 から第10号の 2 までに掲げる港湾施設
- (2) スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット, モーターボート, 釣り船, 遊覧船その他の船舶(以下「レクリエーション用船舶」という。)のための用具倉庫及び船舶上架施設
- (3) レクリエーション用船舶の利用者のための集会所及びクラブ事務所
- (4) レクリエーション用船舶の利用者のためにマリーナの付帯施設としてこれと一体的に整備されるスポーツ施設その他市長が指定する福利厚生施設
- (5) 海上保安部, 臨港地区を管轄する警察署及び消防署その他市長が指定する官公署の事務所並びにその付帯施設
- (6) レクリエーション用船舶の利用者のためのホテル, 商店, 飲食店その他市長が指定する便益施設。ただし, 風俗営業等施設を除く。

**○博多港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例別表に掲げる事業，官公署等の告示（平成25年告示第252号）**

**福岡市告示第252号**

博多港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例別表第1第2号に掲げる市長が指定する事業，同表第5号に掲げる市長が指定する官公署及び同表第9号に掲げる市長が指定する便益施設並びに同表第10号に規定する市長が指定する区域を次のように定める。

なお，博多港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例別表に掲げる市長が指定する事業，官公署等の告示（平成9年福岡市告示第18号）は，本告示による指定の日をもって廃止する。

平成25年7月29日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 指定する事業，官公署，便益施設及び区域
    - (1) 別表第1第2号に掲げる市長が指定する事業
      - ア 水先案内業
      - イ サルベージ業
      - ウ 海事代理士業
      - エ 通関業
      - オ 港湾清掃業
      - カ その他港湾に関する事業
    - (2) 別表第1第5号に掲げる市長が指定する官公署
      - ア 地方農政事務所
      - イ 動物検疫所
    - (3) 別表第1第9号に掲げる市長が指定する便益施設
      - ア 郵便局
    - (4) 別表第1第10号に規定する市長が指定する区域
      - ア 展示施設，会議施設及びホテルに係る区域  
福岡市博多区沖浜町及び石城町の各一部
      - イ 商店及び飲食店に係る区域  
福岡市博多区沖浜町，石城町及び築港本町の各一部
- なお，関係図面は，本告示の日から福岡市役所港湾局総務部理財課において一般の縦覧に供する。
- 2 指定年月日  
平成25年7月29日